

熊本市消防事務に関する手数料条例の一部改正について

熊本市消防事務に関する手数料条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市消防事務に関する手数料条例の一部を改正する条例

熊本市消防事務に関する手数料条例（平成 12 年条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

- (5) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和 42 年法律第 149 号) 関係の手数料 別表第 5

別表第 4 の 5 の項中「(昭和 42 年法律第 149 号)」を削り、同表の次に次の 1 表を加える。

別表第 5（第 2 条関係）

手数料を徴収する事項	手数料の額 (1 件につき)
1 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液化石油ガス法」という。）第 3 条第 1 項の規定に基づく液化石油ガス販売事業に係る登録	31,000 円
2 液化石油ガス法第 3 条の 2 第 3 項の規定に基づく液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付又は閲覧	
(1) 液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付	1 通につき 630 円
(2) 液化石油ガス販売事業者登録簿の閲覧	1 回につき 460 円
3 液化石油ガス法第 29 条第 1 項及び第 32 条第 1 項	

<p>の規定に基づく保安機関の認定又は液化石油ガス法第33条第1項の規定に基づく保安機関の保安業務に係る一般消費者等の数の増加の認可</p> <p>(1) 液化石油ガス法第29条第1項の規定に基づく保安機関の認定</p> <p>(2) 液化石油ガス法第32条第1項の規定に基づく保安機関の認定の更新</p> <p>(3) 液化石油ガス法第33条第1項の規定に基づく保安機関の保安業務に係る一般消費者等の数の増加の認可</p>	<p>34,000円と6,900円に新たに行う保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額</p> <p>14,000円と6,900円に保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額</p> <p>20,000円と6,900円に保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額</p>
<p>4 液化石油ガス法第35条の6第1項の規定に基づく保安確保機器の設置及び管理の方法の認定</p> <p>(1) 当該認定の申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1,000戸未満の場合</p> <p>(2) 当該認定の申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1,000戸以上10,000戸未満の場合</p> <p>(3) 当該認定の申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が10,000戸以上の場合</p>	<p>55,000円</p> <p>80,000円</p> <p>98,000円</p>
<p>5 液化石油ガス法第36条第1項の規定に基づく貯蔵施設又は特定供給設備の設置の許可</p>	<p>21,000円に貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額</p>
<p>6 液化石油ガス法第37条の2第1項の規定に基づく</p>	<p>15,000円に変</p>

<p>貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可</p>	<p>更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額</p>
<p>7 液化石油ガス法第37条の3第1項の規定に基づく貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査</p> <p>(1) 液化石油ガス法第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査</p> <p>(2) 液化石油ガス法第37条の2第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査</p>	<p>31,000円に貯蔵施設又は特定供給設備(高圧ガス保安法第20条第1項又は第3項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設(以下この項において「完成検査合格施設」という。)であるものを除く。)の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額</p> <p>24,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備(完成検査合格施設であ</p>

	るものを除く。)の数 を乗じて得た額と 5,800円に完成 検査合格施設である 変更に係る貯蔵施設 又は特定供給設備の 数を乗じて得た額と の合計額
8 液化石油ガス法第37条の4第1項の規定に基づく 充てん設備による液化石油ガスの充てんの許可	28,000円に充 てん設備の数を乗じ て得た額
9 液化石油ガス法第37条の4第3項において準用す る液化石油ガス法第37条の2第1項の規定に基づく 充てん設備の所在地、構造、設備又は装置の変更の許可	17,000円に変 更に係る充てん設備 の数を乗じて得た額
10 液化石油ガス法第37条の4第4項において準用 する液化石油ガス法第37条の3第1項の規定に基づ く充てん設備の完成検査 (1) 液化石油ガス法第37条の4第1項の許可に係る 充てん設備の完成検査 (2) 液化石油ガス法第37条の4第3項において準用 する液化石油ガス法第37条の2第1項の許可に係 る充てん設備の完成検査	36,000円に充 てん設備の数を乗じ て得た額 27,000円に変 更に係る充てん設備 の数を乗じて得た額
11 液化石油ガス法第37条の6第1項の規定に基づ く充てん設備の保安検査	27,000円に検 査に係る充てん設備 の数を乗じて得た額

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(提出理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和４年法律第４４号）の施行による液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和４２年法律第１４９号）の一部改正に伴い、新たに本市が行うこととなる消防事務に係る手数料を定めるため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。